

山口県報

平成20年
6月17日
(火曜日)

目次

告示

救急病院でなくなった医療機関(地域医療推進室).....一

救急病院の認定(地域医療推進室).....一

道路の区域の変更(道路整備課).....一

道路の供用の開始(道路整備課).....二

河川区域の変更による廃川敷地等(河川課).....二

公告

一般競争入札の実施(防災危機管理課).....二

国土調査の成果の認証(地域政策課).....四

平成二十年度毒物劇物取扱者試験の実施(薬務課).....四

大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課).....五

大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課).....五

土地改良事業の工事の完了(農村整備課).....六

公共測量の実施(監理課).....六

東和都市計画公園の変更の案の縦覧(都市計画課).....六

開発行為に関する工事の完了(建築指導課).....六

監査告示

外部監査人の補助者の氏名等.....七

労委公告

山口県労働委員会のおつせん員候補者.....七

山口県告示第三百号

次の医療機関は、救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項に規定する病院でなくなった。

平成二十年六月十七日

名称	所在地
美祢市立病院	美祢市大嶺町東分一三三三の一
美祢市立病院	美祢市大嶺町東分一三三三の一
共立美東国民健康保険病院	美祢郡美東町大字大田三八〇〇

山口県告示第三百一号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の病院を救急病院として認定した。

平成二十年六月十七日

名称	所在地	認定が効力を有する期限
医療法人米沢記念桑陽病院	防府市車塚町三番一〇号	平成二三、五、一六
財団法人防府消化器病センター防府胃腸病院	防府市車塚町一四番三三三三	"
美祢市立病院	美祢市大嶺町東分一三三三の一	三、二〇
美祢市立美東病院	美東町大田三八〇〇	"

山口県告示第三百二号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十年六月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 妻崎開作小野田線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
山陽小野田市大字小野田字末広七五二五の八地先から同市大字西高泊字神田沖六三三の一	旧	最狭 一八・三〇	二、八九三・四	
山陽小野田市大字小野田字末広七五二五の八地先から同市大字西高泊字神田沖六三三の一	新	最狭 四〇・三・二	一九三・二	終点の変更による。
山陽小野田市大字小野田字八ノ割六九一の一の地先まで	新	最狭 一八・三〇	二、六九七・〇	ダブルウェイ
山陽小野田市大字小野田字小野田八ノ割六九一の一の地先から同市大字西高泊字神田沖六三三の一の地先まで	新	最狭 一三・二	一、六〇五・五	

山口県告示第三百三三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成二十年六月十七日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
妻崎開作小野田線	山陽小野田市新生三丁目一五五六の地先から同市新生三丁目一五二三の地先まで	平成二十年六月十八日

山口県告示第三百四号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。
その関係図面は、山口県土木建築部河川課及び防府土木建築事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 河川の名称
佐波川水系剣川
- 二 廃川敷地等が生じた年月日
平成二十年六月十七日
- 三 廃川敷地等の位置
防府市大字高井字出口五四〇番一地先
- 四 廃川敷地等の種類及び数量
土地 八七・六二平方メートル



(二五二) 一般競争入札の実施

次のとおり地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用される契約に係る一般競争入札を実施します。
平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 入札に付する事項
 - (一) 物品の名称及び数量
 - (二) 物品の特質等
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。
 - 二 入札に付する事項
 - (一) 物品の名称及び数量
 - (二) 物品の特質等
 - (三) 入札説明書及び仕様書による。
- 平成二十一年一月一日から平成二十七年十二月三十一日までの間

(四) 使用場所

山口県庁舎

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(一) 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の四第一項に規定する者でないこと。

(二) 地方自治法施行令第百六十七条の四第二項各号のいずれかに該当して一般競争入札又は指名競争入札に参加させないこととされている者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。

(三) 県が発注する物品等の製造の請負、物品等の買入れ、借入れ及び売払い並びに業務の委託の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査申請の時期及び方法等に関する告示(平成十九年山口県告示第三百五十六号)又は県が発注する物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ及び借入れの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び調達する物品等の種類等に関する告示(平成二十年山口県告示第四十五号)に基づく資格審査において、電気通信機器類について物品等の製造の請負並びに物品等の買入れ、借入れ及び売払いの特Aの等級に格付されている者であること。

(四) 平成二十年六月十七日から同年七月三十日までの間のいずれの日においても業務委託及び物品調達等に係る競争入札等参加停止措置要領に基づく参加停止を受けていないこと。

(五) 平成十年四月一日から平成二十年六月十七日までの間に、一に掲げる物品と同等以上の規模の構内交換電話設備を納入した実績を有していること。

三 契約条項を示す場所

山口市滝町一番一号 山口県総務部防災危機管理課

四 入札説明書及び仕様書の交付

山口県総務部防災危機管理課において交付する。

五 入札書の記載方法、提出場所及び受領期限

(一) 記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額(その額に一円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

(二) 提出場所

山口県総務部防災危機管理課

(三) 受領期限

平成二十年七月二十九日午後五時十五分(入札書を持参する場合は、平成二十年七月三十日午前十一時)

六 入札を執行する場所及び日時

(一) 場所

山口市滝町一番一号 山口県政資料館第一会議室

(二) 日時

平成二十年七月三十日午前十一時

七 入札保証金

免除する。

八 無効入札

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 入札参加資格のない者がした入札

(二) 記名押印(署名を慣習とする外国人にあつては、自署)のない入札

(三) (一)及び(二)に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

九 落札者の決定方法

山口県会計規則(昭和三十九年山口県規則第五十四号)第百五十四条の規定に基づき定められた予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

十 その他

(一) 契約担当者

山口県知事 二井 関成

(二) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(三) 契約書の作成の要否

要

(四) 入札参加資格の要件の確認に必要な次に掲げる書類を平成二十年七月九日午後五時十五分までに山口県総務部防災危機管理課に提出すること。なお、その確認結果

を記載した書面を平成二十年七月二十三日までに発送する。

1 入札参加資格確認申請書

2 一に掲げる物品と同等以上の規模の構内交換電話設備を納入した実績について記載した書面

契約保証金

(五) 免除する。

(六) この公告後に、当該入札に参加するために必要な一般競争入札の資格審査の申請をする場合は、山口県会計管理局物品管理課に申請書を提出すること。
 (七) 詳細については、山口県総務部防災危機管理課(電話〇八三一九三三一一三三八〇)に問い合わせる。

十一 Summary

- (1) Division in charge of the contract: Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government
- (2) Nature and quantity of the products to be leased: A set of switched telephone installation in the prefectural government building
- (3) Use term: From January 1, 2009 to December 31, 2015
- (4) Use place: Yamaguchi Prefectural Government building
- (5) Division in charge of procurement and contact point for the notice: Disaster Prevention & Crisis Management Division, General Affairs Department, Yamaguchi Prefectural Government (TEL. 083-933-2380)
- (6) Time-limit for tender: 5:15 P.M., July 29, 2008 (In case of bringing a tender: 11:00 A.M., July 30, 2008)

(二五二) 国土調査の成果の認証

国土調査法(昭和二十六年法律第百八十号)第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 国土調査を行った者の名称等

国土調査を行った者の名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
下関市	平成十五年五月十六日から平成十七年三月三十日まで	下関市地籍簿	豊田町大字江良
"	平成十七年五月十日から平成十九年二月二十七日まで	" "	菊川町大字上岡枝の一部
美祿市	平成十八年五月十九日から平成二十年二月二十一日まで	美祿市地籍簿	大領町東分の一部

二 認証年月日

平成二十年六月十七日

(二五三) 平成二十年毒物劇物取扱者試験の実施

毒物及び劇物取締法(昭和二十五年法律第百三十三号)第八条第一項第三号の毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施します。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 試験の日時

平成二十年十一月二十二日(土曜日)午前十時から正午まで

二 試験の場所

山口市秋穂二島一〇六一番地

山口県セミナーパーク

三 受験願書の受付期間

平成二十年九月一日(月曜日)から同月三十日(火曜日)まで(郵送の場合は、九月三十日までの消印のあるものは、有効とする。)

四 受験願書等の提出先

最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号(郵便番号七五三―八五〇一)山口県健康福祉部薬務課に提出すること。

なお、郵送する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験願書在中」と朱書すること。

五 提出書類

(一) 受験願書

(二) 戸籍の謄本又は抄本(日本の国籍を有しない者にあつては、外国人登録法(昭和二十七年法律第百二十五号)の規定による外国人登録原票の記載事項に関する市町村長の証明書)

(三) 写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)

六 受験手数料

一万五百円に相当する山口県収入証紙を受験願書の所定の欄にはること。この収入証紙には、消印をしないこと。

七 合格者の発表等

(一) 合格者の発表は、平成二十年十二月十日(水曜日)とし、合格者の受験番号を山

口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示する。
 (二) 試験の得点の開示は、山口県健康福祉部薬務課において行うので、試験の得点の開示を受けようとする受験者は、合格者の発表日以後、受験票を提示してその旨を知事に申し出ること。

八 その他

(一) 受験願書等の請求は、最寄りの保健所又は山口市滝町一番一号 山口県健康福祉部薬務課にすること。郵便で請求する場合は、封筒の表に「毒物劇物取扱者試験」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先明記の返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のも)を同封すること。
 (二) この試験についての問合せは、最寄りの保健所又は山口県健康福祉部薬務課(電話〇八三一九三三三〇一八)にすること。

(二五四) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出は、平成二十年六月十七日から同年十月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク南岩国
 所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一
 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社明屋書店 愛媛県松山市湊町四丁目一の一九 安藤 大三
 オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目四番一号 梁瀬 行雄
- 三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	変更に係る事項	変更前	変更後
明屋書店南岩国店・クサリ岩崎チェーン・南岩国店	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	明屋書店南岩国店・クサリ岩崎チェーン・南岩国店	アルク南岩国

大規模小売店舗を設置する者の名称

大規模小売店舗を設置する者の住所

大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称

大規模小売店舗において小売業を行う者の住所

株式会社岩崎宏健堂	オリックス株式会社	東京都港区浜松町二丁目四番一号	梁瀬 行雄	株式会社丸久	防府市大字江泊一三六	藏澄 均
-----------	-----------	-----------------	-------	--------	------------	------

四 届出年月日

平成二十年五月二十八日

五 変更年月日

平成二十一年一月二十九日

(二五五) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
 当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十年六月十七日から同年十月十七日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市農林経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
 名称 アルク南岩国
 所在地 岩国市南岩国町三丁目一五五二の一
 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 株式会社明屋書店 愛媛県松山市湊町四丁目一の一九 安藤 大三

オリックス株式会社 東京都港区浜松町二丁目四番一号 梁瀬 行雄

変更に係る事項	大規模小売店舗内 の店舗面積の合計	変 更 前	変 更 後
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の開店時刻	株式会社丸久	一、五八五平方メー トル	三、〇二二平方メー トル
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の開店時刻	〃	—	午後二時
大規模小売店舗に おいて小売業を行 う者の開店時刻	〃	—	午前九時三〇分
来客が駐車場を利 用することができ る時間帯	〃	午前九時から午後一 〇時三〇分まで	午前零時から午後一 二時まで
駐車場の自動車の 出入口の数	〃	一箇所	二箇所

四 届出年月日
平成二十年五月二十八日
変更年月日
平成二十一年一月二十九日

(二五六) 土地改良事業の工事了
次のとおり県営土地改良事業の工事が完了しました。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 事業の名称
県営上田中第一地区ため池等整備事業
二 工事了の時期
平成二十年五月二十六日

(二五七) 公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条
第一項の規定により、周南市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知がありまし
た。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 作業の種類
公共測量(出来形確認測量)
二 作業の地域
周南市大字呼坂、大字安田及び大字原
三 作業の期間
平成二十年五月三十日から同年十二月二十四日まで

(二五八) 東和都市計画公園の変更の案の縦覧

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第一項の規定により、東和都市計
画公園を変更したので、同条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定によ
り、当該変更に係る東和都市計画公園の案を次のとおり縦覧に供します。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称
東和都市計画公園九・五・一片添ヶ浜海浜公園
二 都市計画を変更する土地の区域
大島郡周防大島町大字平野
三 変更の内容
区域の変更
四 都市計画の案の縦覧期間
平成二十年六月十七日から二週間
五 都市計画の案の縦覧場所
山口県土木建築部都市計画課及び周防大島町役場

(二五九) 開発行為に関する工事了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に
関する工事了を次のとおり公告します。

平成二十年六月十七日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市大字西豊井字中嶋町
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
周南市代々木通一丁目二四番地
木本商事株式会社



山口県監査委員告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の三十二第二項に規定する監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該者が当該事務を補助できる期間は、次のとおりである。

平成二十年六月十七日

山口県監査委員

氏名	住所	期間
水谷 芳昭	下松市旗岡五丁目六番一七号	平成二十年六月十七日から平成二十一年三月三十一日まで
天羽 満則	岩国市昭和町一丁目一〇番一〇号	〃
田中 博之	下関市形山みどり町六番六号	〃
古林 照己	下松市北斗町三番一―一〇三号	〃
正鬼晋太郎	岩国市麻里布町四丁目一―番一七―六〇四号	〃
兼氏 憲明	宇部市松山町一丁目一―三番一―号	〃
河村 彩美	下松市藤光町二丁目二―番一―六号	〃

公告

山口県労働委員会のおつせん員候補者

労働関係調整法（昭和二十一年法律第二十五号）第十条の規定に基づく平成二十年五月二十日現在の山口県労働委員会のおつせん員候補者は、次のとおりです。

平成二十年六月十七日

山口県労働委員会会長 灌井 勇

氏名	略歴
灌井 勇	山口県労働委員会公益委員 山口県労働協会理事長
柳澤 旭	山口県労働委員会公益委員 山口大学経済学部教授
大田 明登	山口県労働委員会公益委員 弁護士
北本 時枝	山口県労働委員会公益委員 税理士
中坪 清	山口県労働委員会公益委員 弁護士
大塚 健二	山口県労働委員会労働者委員 マツダ労働組合副執行委員長
杉本 郁夫	山口県労働委員会労働者委員 日本化学エネルギー産業労働組合山口地方連絡会議議長
鈴木 博文	山口県労働委員会労働者委員 全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟山口県支部長
中野 威	山口県労働委員会労働者委員 山口労働組合総連合会山口県連合会事務局長
長嶺 平治	山口県労働委員会労働者委員 日本労働組合総連合会山口県連合会会長
大谷 憲史	山口県労働委員会使用者委員 東洋鋼鉄株式会社執行役員管理本部総務人事部長
平野 忠昭	山口県労働委員会使用者委員 宇部興産株式会社顧問
松浦 秀子	山口県労働委員会使用者委員 日新運輸工業株式会社代表取締役社長
山田 義裕	山口県労働委員会使用者委員 宇部鉄工業協同組合理事長

平成二十年六月十七日印刷
発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

山中 直之 山口県労働委員会使用者委員
山口県経営者協会専務理事
加藤 政男 前山口県労働委員会公益委員
山田 正人 前山口県労働委員会労働者委員
浅野 正之 前山口県労働委員会使用者委員
内藤 知則 前山口県労働委員会使用者委員
西本 達喜 山口県労働委員会事務局長
甲木 順二 山口県労働委員会事務局次長